

第七十五回
貴族議會
國民體力管理法案特別委員會議事速記錄

昭和十五年三月七日(木曜日)午後一時四
十三分開會

ノニナルノデアルカラ、寧ロ學制制度ヲ改
正シテ、學校内ニ於ケル生活ノ中ニソレダケ
ノ實習ヲ積ムト云フ具合ニシタラ尙結構デ
ヤナカラウカ、斯ウ云フ意見ガアツタノデ
アリマス、ソコデ文部省ノ方デハ偶々教育
審議會が開カレ、又資格委員會等が開カレ
マシタノデ、其ノ方ノ意向ヲ承ルコトニ致
シマシタ處、現在ノ醫科ノ教育ニ於テハ尙
一層實習ニ重キヲ置クコトガ必要デアルト
云フ趣旨ニハ全然贊成デアルガ、何ヲ申セ、
サウシマスト、卒業後尙免許ヲ戴ク迄ニ一
箇年ノ日子ヲ要スルコトデアルカラシテ、
現在ノ學校教育ノ内容ヲ改善スルコトニ
依ツテ、ソレニ實習スル時間ヲ振向ケルノ工
夫ヲ致シテ居ルカラ暫ク卒業後一箇年ノ實
習ヲ法的ニ決メテ行クト云フヤウナコトヲ
尙總會ニカケルニ至シテ居リマセヌ、特別委
員會ノ問題デアリマスガ、現在ノ所デハ左
様ニスル必要ガアル、先程申上ゲマシタヤ
ウニ左様ニスル必要ガアルト云フノハ委員
ノ意見ノ殆ド一致ヲ見テ居ルノデアリマス
ガ、出來ルコトナラバ、現在ノ學生生活ノ
年限ヲ延長スルコトナクシテ、之ヲ實施ス
ルヤウニ技術内容ヲ改善スルコトヲ先づ文
部省ニ要求シ、文部省ガ之ヲ容レテ、大イ
ニ今日ノ學制制度ヲ考慮シテ貰ツタ上、尙且
ソレガ出來ナイト云フ場合ニハ、先程申ス

事スル免狀ヲ興ヘル方策ヲ考へテ宜カラウ
カト云フ點ニ迄ナッテ居ルノデアリマス、而
シテ文部省ノ方ニ於テハ、尙今日は等ノ問
題ニ付テ決定的ナ點ニ迄達シテ居ラナイヤ
ウデアリマスルガ、文部當局カラ當該委員
會ニ出マシテ申サレタ所ニ依リマスト、サウ
長イ時間ヲ掛ケルコトナクシテ結論ヲ見出
シタイト思ツテ居ルト、斯ウ云フコトデゴ
ザイマシタ、大體一箇年ノ實習問題ニ付テ
文部當局ト醫藥制度調査委員會トノ間デノ
只今迄ノ經過ヲ申上ゲマシテ、或ハ足リマ
セヌデシタラ又申上ゲルコトニ致シマス
○委員長(子爵野村益三君) 大體論ニ付テ
御質疑ガ如何デスカ……御異議ガナケレバ
今日カラ逐條ノ御質疑ヲ願ヒマシテ、ソレカ
ラ尙大體論ニ付テノ御質疑ガアレバ、ソレ
ガ終シタ後ニ御願ヒスルコトニ致シタイト
思ヒマス、御異議ガナケレバサウ云フ風ニ
進ミタイト思ヒマス

條文デゴザイマス、國民體力ノ管理ト申シ
マスコトハ、從來親權者ニ一任セラレテ居
リマシタ、未成年者ノ心身ノ保護監督ニ、
國民體力向上下云フ見地カラ、或程度國家
ガ關與致シ、同時ニ管理スルト云フ意味ヲ
現シタノデゴザイマス、即チ是迄民法上ノ
義務デアリマシタモノヲ、或程度公法上ノ
義務トシテ履行セシメヨウト云フニアリ
マシテ、其ノ内容ヲ申上げマスト、先ヅ第
一一ニ被管理者ノ全部ニ對シマシテ、體力檢
査ヲ施行致シマス、デ本人ニハ之ヲ受クル
義務ヲ課シマシテ、一面保護者及ビ教育監
護又ハ使用ノ目的ヲ以チマシテ、被管理者
ヲ寄寓セシムル者ニハ之ヲ受ケシムルノ義
務ヲ課シタノデアリマス、第二ニ検査ノ結
果必要アリト認ムル場合ハ、指導ヲ與ヘル
ノデアリマスルガ、更ニ特定ノ場合ニハ、
指示ヲ爲シ或ハ療養ヲ命ズルノデアリマシ
テ、國家ハ是等ノ指示、處置、命令等ノ履
行ヲ監督スルノデアリマス、第三ニ若シ療
養ノ處置ヲ命ゼラレタルモノガ、貧困ノ爲
ニ履行シ得ナイ場合ハ、國民體力管理員ヲ
シテ療養ノ指導ニ當ラシメ、又體質虛弱ナ
ル者ニ對シマシテハ、體力向上施設ニ於テ
直接之ガ指導ニ當ルノデアリマシテ、是等
體力検査ノ強制、義務履行ノ監督、療養又
ハ體力向上ノ直接指導、斯ウ云々タヤウナコ
トヲ綜合シテ國民體力ノ管理ト云フコトニ
致シタノデアリマス、デ政府ト申シマスル
ノハ、是ハ國家、國ト云フヤウナ意味デゴ
ザイマス、體力ト云フコトハ昨日モ御説明

昭和十五年三月七日(木曜日)午後一時四
十三分開會

ノニナルノデアルカラ、寧ロ學制制度ヲ改
正シテ、學校内ニ於ケル生活ノ中ニソレダケ
ノ實習ヲ積ムト云フ具合ニシタラ尙結構デ
ヤナカラウカ、斯ウ云フ意見ガアツタノデ
アリマス、ソコデ文部省ノ方デハ偶々教育
審議會が開カレ、又資格委員會等が開カレ
マシタノデ、其ノ方ノ意向ヲ承ルコトニ致
シマシタ處、現在ノ醫科ノ教育ニ於テハ尙
一層實習ニ重キヲ置クコトガ必要デアルト
云フ趣旨ニハ全然贊成デアルガ、何ヲ申セ、
サウシマスト、卒業後尙免許ヲ戴ク迄ニ一
箇年ノ日子ヲ要スルコトデアルカラシテ、
現在ノ學校教育ノ内容ヲ改善スルコトニ
依ツテ、ソレニ實習スル時間ヲ振向ケルノ工
夫ヲ致シテ居ルカラ暫ク卒業後一箇年ノ實
習ヲ法的ニ決メテ行クト云フヤウナコトヲ
尙總會ニカケルニ至シテ居リマセヌ、特別委
員會ノ問題デアリマスガ、現在ノ所デハ左
様ニスル必要ガアル、先程申上ゲマシタヤ
ウニ左様ニスル必要ガアルト云フノハ委員
ノ意見ノ殆ド一致ヲ見テ居ルノデアリマス
ガ、出來ルコトナラバ、現在ノ學生生活ノ
年限ヲ延長スルコトナクシテ、之ヲ實施ス
ルヤウニ技術内容ヲ改善スルコトヲ先づ文
部省ニ要求シ、文部省ガ之ヲ容レテ、大イ
ニ今日ノ學制制度ヲ考慮シテ貰ツタ上、尙且
ソレガ出來ナイト云フ場合ニハ、先程申ス

事スル免狀ヲ興ヘル方策ヲ考へテ宜カラウ
カト云フ點ニ迄ナッテ居ルノデアリマス、而
シテ文部省ノ方ニ於テハ、尙今日は等ノ問
題ニ付テ決定的ナ點ニ迄達シテ居ラナイヤ
ウデアリマスルガ、文部當局カラ當該委員
會ニ出マシテ申サレタ所ニ依リマスト、サウ
長イ時間ヲ掛ケルコトナクシテ結論ヲ見出
シタイト思ツテ居ルト、斯ウ云フコトデゴ
ザイマシタ、大體一箇年ノ實習問題ニ付テ
文部當局ト醫藥制度調査委員會トノ間デノ
只今迄ノ經過ヲ申上ゲマシテ、或ハ足リマ
セヌデシタラ又申上ゲルコトニ致シマス
○委員長(子爵野村益三君) 大體論ニ付テ
御質疑ガ如何デスカ……御異議ガナケレバ
今日カラ逐條ノ御質疑ヲ願ヒマシテ、ソレカ
ラ尙大體論ニ付テノ御質疑ガアレバ、ソレ
ガ終シタ後ニ御願ヒスルコトニ致シタイト
思ヒマス、御異議ガナケレバサウ云フ風ニ
進ミタイト思ヒマス

條文デゴザイマス、國民體力ノ管理ト申シ
マスコトハ、從來親權者ニ一任セラレテ居
リマシタ、未成年者ノ心身ノ保護監督ニ、
國民體力向上下云フ見地カラ、或程度國家
ガ關與致シ、同時ニ管理スルト云フ意味ヲ
現シタノデゴザイマス、即チ是迄民法上ノ
義務デアリマシタモノヲ、或程度公法上ノ
義務トシテ履行セシメヨウト云フニアリ
マシテ、其ノ内容ヲ申上げマスト、先ヅ第
一一ニ被管理者ノ全部ニ對シマシテ、體力檢
査ヲ施行致シマス、デ本人ニハ之ヲ受クル
義務ヲ課シマシテ、一面保護者及ビ教育監
護又ハ使用ノ目的ヲ以チマシテ、被管理者
ヲ寄寓セシムル者ニハ之ヲ受ケシムルノ義
務ヲ課シタノデアリマス、第二ニ検査ノ結
果必要アリト認ムル場合ハ、指導ヲ與ヘル
ノデアリマスルガ、更ニ特定ノ場合ニハ、
指示ヲ爲シ或ハ療養ヲ命ズルノデアリマシ
テ、國家ハ是等ノ指示、處置、命令等ノ履
行ヲ監督スルノデアリマス、第三ニ若シ療
養ノ處置ヲ命ゼラレタルモノガ、貧困ノ爲
ニ履行シ得ナイ場合ハ、國民體力管理員ヲ
シテ療養ノ指導ニ當ラシメ、又體質虛弱ナ
ル者ニ對シマシテハ、體力向上施設ニ於テ
直接之ガ指導ニ當ルノデアリマシテ、是等
體力検査ノ強制、義務履行ノ監督、療養又
ハ體力向上ノ直接指導、斯ウ云々タヤウナコ
トヲ綜合シテ國民體力ノ管理ト云フコトニ
致シタノデアリマス、デ政府ト申シマスル
ノハ、是ハ國家、國ト云フヤウナ意味デゴ
ザイマス、體力ト云フコトハ昨日モ御説明

校寄宿舎、農氏道場等ニ居ル者等ガ、教育監護ノ目的ヲ以テ寄寓シムル場合ニ相當致シマス、ソレカラ使用ノ目的ヲ以テ寄寓セシムル場合トシマスノハ、徒弟トカ、丁稚デアルトカ、小僧トカ、下男、女中、或ハ又會社工場ノ寄宿舎ニ居ル者、斯ウ云フ者ガ其ノ場合ニ相當致シマス

○委員長(子爵野村益三君) 宜シウゴザイマスカ、御質疑ナケレバ第五條

○政府委員(佐々木芳遠君) 第五條ハ體力管理ヲ施行スルモノト、其ノ對象範囲ヲ規定シタノデゴザイマス。體力管理ハ原則トシテ市町村ノ區域ニ依ルコト、致シ、市町村長ハ其ノ市町村内ニ居所又ハ住所ヲ有スル被管理者ニアツテ、其ノ年、體力検査ヲ受ケルコトヲ要スル者ノ體力検査ヲ受行スルノデアリマスルガ、事務所、商店、工場、事業場等ノ如ク多數ノ被管理者ヲ使用スル場合ハ、施行上カラモ、或ハ爾後ニ於ケル管理上カラモ、事業主又ハ管理人ニ於テ其ノ使用スル者ノ體力検査ヲ行ウコトヲ便宜トスルノデアリマスガ、費用負擔又ハ處罰等ノ關係モアリマスルノデ、之ヲ劃一的ニ義務トシマセンデ、勅令ノ定ムル所ニ依ッテ、地方長官ヨリ體力検査ヲ行フコトヲ命ぜラレタ場合ニ、事業主又ハ管理人ニ於テ之ヲ行フコトシタノデアリマス、又ハ學校ハ其ノ在學セル學生生徒ニ對シマシテ、之ガ體力検査ヲ施行スルコトハ教育ト密接ナル關係ヲ持ツテ居リマスガ故ニ、勅令ヲ以テ定メル學校ニ於テハ、當該學校長ヲシテ行ハシムルコトトシタノデアリマス

○男爵山川建君 論算ニ病氣不參者検査費ト云フモノガ少額デアリマスガ載ツテ居リマスガ、豫定致シマシタ期日偶々該當年齢者

ガ病氣デアルト云フヤウナ場合ニ、病氣不參者検査費ト云フノガアリマスカラ、何カノ方法ニ依リテ期日ヲ延バストカ、或ハ家ヲセシムル場合トシマスノハ、徒弟トカ、丁稚デアルトカ、小僧トカ、下男、女中、或ハ又會社工場ノ寄宿舎ニ居ル者、斯ウ云フ者ガ其ノ場合ニ相當致シマス

○委員長(子爵野村益三君) 宜シウゴザイマスカ、御質疑ナケレバ第五條

○政府委員(佐々木芳遠君) 第五條ハ體力管理ヲ施行スルモノト、其ノ對象範囲ヲ規定シタノデゴザイマス。體力管理ハ原則トシテ市町村ノ區域ニ依ルコト、致シ、市町村長ハ其ノ市町村内ニ居所又ハ住所ヲ有スル被管理者ニアツテ、其ノ年、體力検査ヲ受ケルコトヲ要スル者ノ體力検査ヲ受行スルノデアリマスルガ、事務所、商店、工場、事業場等ノ如ク多數ノ被管理者ヲ使用スル場合ハ、施行上カラモ、或ハ爾後ニ於ケル管理上カラモ、事業主又ハ管理人ニ於テ其ノ使用スル者ノ體力検査ヲ行ウコトヲ便宜トスルノデアリマスガ、費用負擔又ハ處罰等ノ關係モアリマスルノデ、之ヲ劃一的ニ義務トシマセンデ、勅令ノ定ムル所ニ依ッテ、地方長官ヨリ體力検査ヲ行フコトヲ命ぜラレタ場合ニ、事業主又ハ管理人ニ於テ之ヲ行フコトシタノデアリマス、又ハ學校ハ其ノ在學セル學生生徒ニ對シマシテ、之ガ體力検査ヲ施行スルコトハ教育ト密接ナル關係ヲ持ツテ居リマスガ故ニ、勅令ヲ以テ定メル學校ニ於テハ、當該學校長ヲシテ行ハシムルコトトシタノデアリマス

○男爵山川建君 論算ニ病氣不參者検査費ト云フモノガ少額デアリマスガ載ツテ居リマスガ、豫定致シマシタ期日偶々該當年齢者

ガ病氣デアルト云フヤウナ場合ニ、病氣不參者検査費ト云フノガアリマスカラ、何カノ方法ニ依リテ期日ヲ延バストカ、或ハ家ヲセシムル場合トシマスノハ、徒弟トカ、丁稚デアルトカ、小僧トカ、下男、女中、或ハ又會社工場ノ寄宿舎ニ居ル者、斯ウ云フ者ガ其ノ場合ニ相當致シマス

○委員長(子爵野村益三君) 宜シウゴザイマスカ、御質疑ナケレバ第五條

○政府委員(佐々木芳遠君) 第五條ハ體力管理ヲ施行スルモノト、其ノ對象範囲ヲ規定シタノデゴザイマス。體力管理ハ原則トシテ市町村ノ區域ニ依ルコト、致シ、市町村長ハ其ノ市町村内ニ居所又ハ住所ヲ有スル被管理者ニアツテ、其ノ年、體力検査ヲ受ケルコトヲ要スル者ノ體力検査ヲ受行スルノデアリマスルガ、事務所、商店、工場、事業場等ノ如ク多數ノ被管理者ヲ使用スル場合ハ、施行上カラモ、或ハ爾後ニ於ケル管理上カラモ、事業主又ハ管理人ニ於テ其ノ使用スル者ノ體力検査ヲ行ウコトヲ便宜トスルノデアリマスガ、費用負擔又ハ處罰等ノ關係モアリマスルノデ、之ヲ劃一的ニ義務トシマセンデ、勅令ノ定ムル所ニ依ッテ、地方長官ヨリ體力検査ヲ行フコトヲ命ぜラレタ場合ニ、事業主又ハ管理人ニ於テ之ヲ行フコトシタノデアリマス、又ハ學校ハ其ノ在學セル學生生徒ニ對シマシテ、之ガ體力検査ヲ施行スルコトハ教育ト密接ナル關係ヲ持ツテ居リマスガ故ニ、勅令ヲ以テ定メル學校ニ於テハ、當該學校長ヲシテ行ハシムルコトトシタノデアリマス

○男爵山川建君 論算ニ病氣不參者検査費ト云フモノガ少額デアリマスガ載ツテ居リマスガ、豫定致シマシタ期日偶々該當年齢者

ガ病氣デアルト云フヤウナ場合ニ、病氣不參者検査費ト云フノガアリマスカラ、何カノ方法ニ依リテ期日ヲ延バストカ、或ハ家ヲセシムル場合トシマスノハ、徒弟トカ、丁稚デアルトカ、小僧トカ、下男、女中、或ハ又會社工場ノ寄宿舎ニ居ル者、斯ウ云フ者ガ其ノ場合ニ相當致シマス

○委員長(子爵野村益三君) 宜シウゴザイマスカ、御質疑ナケレバ第五條

○政府委員(佐々木芳遠君) 第五條ハ體力管理ヲ施行スルモノト、其ノ對象範囲ヲ規定シタノデゴザイマス。體力管理ハ原則トシテ市町村ノ區域ニ依ルコト、致シ、市町村長ハ其ノ市町村内ニ居所又ハ住所ヲ有スル被管理者ニアツテ、其ノ年、體力検査ヲ受ケルコトヲ要スル者ノ體力検査ヲ受行スルノデアリマスルガ、事務所、商店、工場、事業場等ノ如ク多數ノ被管理者ヲ使用スル場合ハ、施行上カラモ、或ハ爾後ニ於ケル管理上カラモ、事業主又ハ管理人ニ於テ其ノ使用スル者ノ體力検査ヲ行ウコトヲ便宜トスルノデアリマスガ、費用負擔又ハ處罰等ノ關係モアリマスルノデ、之ヲ劃一的ニ義務トシマセンデ、勅令ノ定ムル所ニ依ッテ、地方長官ヨリ體力検査ヲ行フコトヲ命ぜラレタ場合ニ、事業主又ハ管理人ニ於テ之ヲ行フコトシタノデアリマス、又ハ學校ハ其ノ在學セル學生生徒ニ對シマシテ、之ガ體力検査ヲ施行スルコトハ教育ト密接ナル關係ヲ持ツテ居リマスガ故ニ、勅令ヲ以テ定メル學校ニ於テハ、當該學校長ヲシテ行ハシムルコトトシタノデアリマス

○男爵山川建君 論算ニ病氣不參者検査費ト云フモノガ少額デアリマスガ載ツテ居リマスガ、豫定致シマシタ期日偶々該當年齢者

ニナツタノデアリマセウカ

○政府委員(佐々木芳遠君) 此ノ法ノ要求シマスル所ハ體力検査ヲヤリマシテ、ソウシテ色々指導、指示等ヲ致スノデアリマスガ、年度初メニ大體検査ヲ了シマシテ、サウシテ管理ヲ致サウ、斯ウ云フ意味デマア、年度ノ初メノ方ニ致シタノデアリマスガ、尙學校方面トモ十分連絡ヲ執ル必要ガアリマスルノデ、文部省ト協議ヲ致シマシテ、概ネ五月カラ九月迄ノ間ニ之ヲシタイト云フ積リデ決メテアルノデアリマス。

○齋藤万壽雄君 此ノ五月ト云フノハ農村關係カラシマスト、五、六月ノ二箇月ハ非常ニ農繁期デアリマスノデ、農村方面ノ方カラ考ヘマスト、此ノ二箇月ハ止メテ戴クヤウニシタラ大變宜イデヤナカト思ヒマス、サウ云フヤウニ御變更ニナル御意思ハイゴマセヌカ

○政府委員(佐々木芳遠君) 五月カラ九月迄ノ間ニ其ノ地方々々ノ事情ニ應ジマシテ、比較的各方面トモ支障ノナイ時期ヲ選バウトスウ思ツテ居リマス

○委員長(子爵野村益三君) 外ニ御質疑ガ迄ノ間ニ其ノ地方々々ノ事情ニ應ジマシテ、先般モ御趣旨ニ副フヤウニ御答ヲ致シテ居ルノデアリマスガ、此ノ手帳ノ記載方法ハ非常ニ大事ナコトデアリマシテ、殊ニ其ノ祕密ヲ要スル事項トカ、或ハ本人ノ精神ニ衝動ヲ與ヘルト云フヤウナモノノ記載事項ト云フモノハ最モ慎重ヲ要スルト思ヒマス、目下専門委員デ十分研究シツ、アルノデアリマス、御趣旨ノ所ハ十分拜聽致シマシタ

○男爵黒田長和君 チヨットソレデハ、今其ノ義務者ヲ規定シタノデゴザイマス、體力手帳ノ記載事項、記載者、交付方法等ニ關シマシテハ、勅令デ規定致シ、提示スベキ場合ハ命令ヲ以テ定メル積リデゴザイマス。

○子爵立花種忠君 此ノ間モ委員會デ申上ダタカト思ヒマスルガ、重複致スカモ分リマセヌガ、此ノ勅令案ノ要綱ヲ見マスト、其ノ結果ヲ體力手帳ニ記載シ、之ニ署名スルコト書イテアリマス、私心配スルノハ

此處ナンデス、此ノ醫者ガ診タ結果ヲ體力手帳ニ記載スルト云フコトニナリマスカ、要スルニ此ノ本人ノ體力ニ惡結果ヲ與ヘテハイケマセヌノデ、此ノ點ハ指導ノ場合モサウタ所謂患者デアリマスカ其ノ被管理者、若シクハ保護者ガ、其ノ病氣ニ依ツテハ非常ニ精神ノ打擊ヲ受ケルノデハナイカ、其ノ度ニ御書キニナルノデスカ、若シモハッキリ病名其ノ外ヲ書クトスルナラバ、其ノ被管理者ガ見ルトカ、被管理者ガ保管スルト云フコトハドウモ面白クナイノデ、寧ロ保護者ニ祕密ニ之ヲ保管セシメ、サウシテ療養ノ方ニ專心セシメルト云フノハ、ソレハ已ムヲ得ナイト思ヒマスケレドモ、ソレハドウ云フ風ニ御書キニナル御考デアリマセウカ、御分リノ所ヲ……

○政府委員(佐々木芳遠君) 御尤モナ御意見デゴザイマシテ、先般モ御趣旨ニ副フヤウニ御答ヲ致シテ居ルノデアリマスガ、此ノ手帳ノ記載方法ハ非常ニ大事ナコトデアリマシテ、殊ニ其ノ祕密ヲ要スル事項トカ、或ハ本人ノ精神ニ衝動ヲ與ヘルト云フヤウノ記載方法ニ付キマシテハ、管理醫ニ對スル體力手帳ノ記載標準ト云フヤウナモノヲ作リマシテ、ソレヲ能ク事前ニ了解ヲシテ置イテ貴ヒマス、サウシテ只今御心配戴キマシタヤウナコトニ付キマシテハ、惡影響ヲ及サナイヤウニ取扱ハスト云フコトニ十分注意シテ行ク積リデゴザイマス。

○男爵黒田長和君 是ハ此ノ間問ヒマシタガ、モウ一遍確メテ置キタノデスガ、此ノ指導ノ方ノ大方針ト云フモノヲ御作リニマスガ、今御話ノ丈夫ナ者、無病息災ナ者ナル譯ダラウト思フノデスガ、サウ致シマヌト、オ醫者ニ依ツテハ丁寧ニスルトカ、

○政府委員(佐々木芳遠君) 御手許へ差上げテ居リマスト思ヒマスノデゴザイマスガ、ケマセヌノデ、此ノ點ハ指導ノ場合モサウデアリマスガ、體力手帳ニ記載スル場合ニ十分注意ヲ致シタイト存ジテ居リマス

○男爵黒田長和君 其ノ御趣旨ハ能ク分ッテ居リマスケレドモ、是ハ何カ規定ガナイト、アナタハサウテ御考ヘニナッテ御始メニナッテモ、ソレハ到底サウ云フ風ニ行カナ

○政府委員(佐々木芳遠君) 決メルノデゴザイマス

○政府委員(佐々木芳遠君) 只今ノ御質問ニ御答申上ガマス、記載致シマス此ノ事項ノ詳細ニ付キマシテハ、施行令デ決メル積リデゴザイマス

○政府委員(佐々木芳遠君) 決メルノデゴザイマス

○政府委員(佐々木芳遠君) 難ニスルトカ云フコトニナリマスルシ、大

○政府委員(佐々木芳遠君) 御手許へ差上げテ居リマスト思ヒマスノデゴザイマスガ、準備調査ヲ十三年、十四年等ニ於テ致シマシタ時ニ、ソレニ從事致シマス醫者ニサウ

○政府委員(佐々木芳遠君) 中ニ大體注意スベキ事項ハ詳細ニ網羅致シ云フ事柄ヲ取扱ハスベキ標準ト致シマシテ、其ノ検査者必携ト云フモノヲ作リマシテ、サウシテ

○政府委員(佐々木芳遠君) 選定スル積リデ居リマス

○男爵黒田長和君 サウ致シマスルト、大カラドウシナクチヤイケナイト云フ指導デスガ、私ノ伺ヒタイノハ、ソレ程病的デ

○男爵黒田長和君 ナイ體ノ人デ、例ヘバドウ云フ「スポーツ」ヲオ前ガヤレバ必ズは非常ニ良クナルト云フヤウナ指導デス、良イ體ノ人ガ「スポー

ツ」ナドデ鍛ヘレバ一層非常ニ良クナルダラウト思ヒマス、弱イ體ノ人が過勞ニナ

○政府委員(佐々木芳遠君) デスガ、私ノ伺ヒタイノハ、ソレ程病的デ

○政府委員(佐々木芳遠君) ナイ體ノ人デ、例ヘバドウ云フ「スポーツ」ヲオ前ガヤレバ必ズは非常ニ良クナルト云フヤウナ指導デス、良イ體ノ人ガ「スポー

ツ」ナドデ鍛ヘレバ一層非常ニ良クナルダラウト思ヒマス、弱イ體ノ人が過勞ニナ

○子爵立花種忠君　此ノ間山川男爵ガ御質疑ニナツタコトニ付テノ御答辯ヲ、實ハ忙シクテマダ讀ンデ居リマセヌカラ二重ニナルカモ知レマセヌガ、山川男爵ノ御紀憂ノアル所ハ私ガ申シタ同ジコトデ、ソレデ寧ロ此ノ手帳ヲ管理人ガ保管シタ方ガ宜クハナイカト云フヤウニ仰シヤツタノデナイカト存ジマス、私ハ此ノ條文ニアル處ノ被管理者ニ、若クハ保護者デスガ、被管理者ニ保管サセルト云フコトガ面白クナイデヤナイカト斯ウ思フノデスカラ、管理人カ或ハ保護者ガ之ヲ保管スルノガ適當デアツテ、被管理者ニ保管サセルト云フコトハ之ヲ削除サレタ方ガ宜クハナイカト斯ウ思フノデスガ、如何デセウカ

○政府委員(佐々木芳遠君)　御説デアリマスガ、此ノ體力検査ノ結果、體力ノ現狀ト云フモノヲ自分モ知ツテ置ク必要ガアル、所謂被管理者モ知ツテ置ク必要ガアリマスシ、又保護者モ同時ニ知ツテ置ク必要ガアルト思フノデアリマス其ノ自分ノ體力ノ現狀ニ對シテ深キ認識ヲ持ツテ、サウシテ自發的ニ其ノ體力ノ向上ヲヤラウト云フ意思ヲ働カス必要ガアルト思フノデアリマス、又保護者ニ對シマシテハ此ノ未成年者ノ體力ヲ向上サス、矢張リ關心ヲ持タセル必要ガアルト思ヒマスノデ、兩方共被管理者又ハ保護者ニ其ノ手帳ヲ持タシタル方ガ適當ト存ジマス

コトガアツタ場合ニ於テ、被管理者ニ一體是ハ何デスカト言ハレタ場合ニ、ソレハ説明シハ出來ナイ、モウ其ノコト一ツガ所謂患者ニハ醫者ガ話ヲシテ、家ニ歸ツテ父ヲ攻メテ、實ハ御前ハ、此ノ印ハ結核ダト云フコトニナリマスト、ドウモ如何ニ符號デ書イテモ何デモデス、被管理者其ノ者ニ持タルセレト云フコトハ、一面御説明ノ通リト思ヒマスケレドモ、他面カラ見ルト、ドウモ面白クナイヤウニ思フノデスガ如何デスカ○政府委員(佐々木芳遠君)先程符號云々ト申シマシタソハ、サウ云フコトニナルト確言シタ譯デハナイノデス、今研究シテ居ルノデスガ、兎ニ角記載スル場合ニハ被管理者者ニ衝撃ヲ與ヘナイヤウニスル積リデゴザイマス、或ハ結核ト云フヤウナ場合、結核ヲ表示スルヤウナコトヲ致シマシテ、サウシテ其ノ被管理者が非常ニガツカリシテ、却ツテ體力ガ衰ヘルト云フヤウナコトヲ避ケルヤウニ致シタイト存ジマス

臨床的ノ診斷ヲ致シテ、サウシテ疑ヒガルト云フヤウナ場合ニハ、更ニ専門醫ヲシテ精密検査ヲサセテ、サウシテ決定ヲスルノデアリマス、勿論「レントゲン」ノ如キモノ用ヒシメル積モリデゴザイマス

○委員長（子爵野村益三君） 第九條管理醫ノ問題デス

○政府委員（佐々木芳遠君） 本條ノ第一項及第二項ハ國民體力管理醫ノ設置及選任並ニ其ノ職務ノ内容ヲ規定致シ、第三項ハ醫師又ハ齒科醫師ニ國民體力管理醫タルノ義務ヲ課シタノデアリマス、之ヲ義務ト致シマシタノハ、醫師又ハ齒科醫師ガ體力管理ニ關シマシテ重要ナ役割ヲ持ツテ居リマスルノト、一面本制度ノ運用ニハ相當多數ノ醫師及ビ齒科醫師ヲ必要トシマスルノデ、正當ノ事由ナクシテ國民體力管理醫タルコトヲ拒ムコトヲ得ナイトシタノデアリマス、併シナガラ之ニ依リマシテ著シク一般ノ治療ニ支障ヲ生ゼシメ、又ハ甚ダシク業務ヲ妨ゲル、斯クノ如キコトハ成ルベク之ヲ避ケル方針デゴザイマス、尙第四項ハ國民體力管理醫ニ關シマシテハ選任方法、給與、服務等ノ規定ヲ必要ト致シマスルノデ、是等ハ別ニ勅令ヲ以テ定メルコトト致シマシタ

ノ事由」ノ中ニ入ラナイト思ヒマス、併シ
ナガラサウ云フドウシテモ、開業醫ヲヤツテ
居ル其ノ附近ニ傳染病等ガ發生シタ、其ノ
人ガ他ニ出張スル爲ニ其ノ附近ノ傳染病ハ
益、猖獗ヲ來シテ收拾ガツカスト云フヤウ
場合ニハ、是ハ選任シナイ積リデゴザイマ
ス

○男爵黒田長和君 ドウモ先日モ伺ヒマシ
タ通リニ、此ノ法律ハ無論百年ノ大計デ是
ハ臨時のモノデハナイノデ恒久的モノモ
デアル、一ツノ儼然タル制度ニナルベキ
ノデアル、ソレナノニ、醫者ト云フ堂々タ
ル業務ヲ持ッテ其ノ所ヲ得テ業務ニ勵ンデ
居ル者ニ對シテ、其ノ自分ノ業務ガ忙ガシ
イカラ出ラレナイト云フ理由ヲ申立テルコ
トガ出來ナイ、ソレデハ御許シガ出ナイト
云フコトニナリマスト、ドウモ立憲政治下
ニ於テ、サウ云フコトノ宜イモノデアルカ
ウカト云フコトガ問題ニナリハシナイカ、即
チ唯賣費ノミヲ與ヘテ、サウシテ勞力ト時
間ニ對シテハ何ニモ報酬ヲ與ヘナイ、即チ
只テ使フト云フコトノ法律ヲ作ルト云フコ
トガ、立憲政治下ニ於テ宜イコトデアルカ
惡イコトデアルカト云フ議論ガ起リハシ
イカ、サウ云フコトニ付テ御意見ヲ伺ヒタ
イト思ヒマス

○政府委員(佐々木芳遠君) 先程モ御説明
申上ゲマシタ通り、此ノ國民ノ體力ヲ今相
當見ナクチャナラヌ、向上セシメナクチャナ
ラヌト云フノハ現在刻下ノ非常ニ緊急ナ事務
ダト思ヒマス、ソコデ色々ト研究致シマシ
タ結果、國民體力管理制度ト云フモノガ最
モ時宜ニ適シタモノナリト云フ結論ヲ得マ
シテ、只今御審議ヲ願ツテ居ルノデアリマス

ガ、勿論開業醫トシテ其ノ業務ニ精勵シマ
スコトモ國家ノ爲ニ御奉公ノ道デアル、併
シナガラ又此ノ管理制度ニ參與シ、此ノ
管理制度ノ爲ニ力ヲ盡スト云フコトモ重
大ナ國家ニ對スル御奉公タルノミナラズ、
醫業ヲナス者、醫師タル者ハ國民體力ノ向
度ニ義務トシテ參加スルト云フコトハ當然
デハナイカト思フノデアリマス、併シナガ
ラ唯、國家ガ之ヲ只使フノデハゴザイマセ
ヌノデ、先達テ申上ゲマシタ通り費制度
ト云フコトハ少シ語弊ガアリマスガ、少ク
トモ損ハカケナイ程度ノ手當ヲ出シテ置ク
ド云フ積リデゴザイマス、其ノ手當ノ程度
ハ、四五十人ノ體力検査ヲヤリマシテ、五
圓程度ノ豫算ヲ見テ居ルノデゴザイマス
○男爵黒田長和君 今ノ御話ハ、少シモ私
ノ伺ヅタコトヲ解決シテ居ラナイノデアリ
マスガ、非常ニ是ハ深イ問題デ、近頃ノヤ
ウニ事變下ニ於ケル經濟上ノ事等ニ於キマ
テ、非常ニ手取り早ク效果ヲ擧ゲルヤウナ
コトヲシナケレバナラスト云フヤウナ考ニ
依ヅテナカ／＼無理ナ政治ガ行ハレテ居リ
マス、ソレデサウ云フコトハ現在ニ於テ國
家トシテ非常ニ憂ベキコトト思フノデア
リマス、併シ此ノ問題ハ、サウ應急的ノ問
題デヤナイ、非常ニ肝要ナ問題デアリマス
ケレドモ、是ハ永ク一ツノ大事ナ制度トシ
テ持ツテ行カナケレバナラナイノデアリマス
ガ、ソレデアリマスカラ此ノ兎ニ角勞力ト
時間ヲ貰デ取上ガルト云フヤウナコトガ、
政治トシテ餘リ感服シナイ政治デヤナイカ
ト云フコトヲ考ヘルノデアリマスガ、ソレ
デ伺ヅタノデアリマスガ、ナカ／＼是ハ深イ

問題デ一朝一夕ニ御研究ニ、特ニ御研究ニ
ナクタ方デナケレバ急ニ御答ヲ承ルコトハ無
理カモ知レマセヌ、是ハ是デ懸案ニシテ置
キマス
○國務大臣(吉田茂君) 其ノ問題ニ付キマ
シテハ、私ノ大體考ヘテ居リマスルコトヲ
申上サシテ戴キマシテ、此ノ法案提出ノ心
持ヲ御理解願ツテ戴ケマスレバ仕合セダト
考ヘルノデアリマス、ドウシテモ此ノ體力
管理制度案ヲ實施致シマスルニ付キマシテハ
管理醫ト云フモノガニ番大切デアルコト
ハ、先達テ來ノ御論議ニモ能ク現レテ居ル
ヤウニ拜聽致シテ居ルノデゴザイマス、本當
ノコトヲ申シマスト、完全ニ此ノ仕事ヲシ
テ行ク爲ニハ專任ノ管理醫ニ相當ノ報酬ヲ
差上ゲマシテ可ナリ多數持ツテ居リマスル
コトガ有益デアリ、必要チコトト思フノデ
アリマス、ソレハ今日ノ實情ニ於テ又當初
カラサウ云フコトヲ期待スルト云フコトハ、
用意ノ上カラ申シマシテ今日ノ醫師ノ數、
其ノ分布等カラ考ヘマシテ、容易ニ期待シ
得ナイコトデゴザイマス、一番人手ノ要リ
マスノハ體力検査ノ爲ニ効率イテ戴ク管理醫
ナノデゴザイマス、是ハ年中或ハ長期ニ亘
リマシテ御迷惑ヲ御願ヒスルト云フコトデ
ナクシテ、検査期間、申サバ奉仕的ノ御心
ハ立憲政治ノ下ニ於テ怪シカラヌコトダト
ハ出來ル限リ一ツ手傳テヤラウト云フ御
心持ナシスカラ、ソコハ矢張リ日本ノ國
シタ醫師各位ノ御協力ガナケレバ出來ナイ
ト云フノデアリマス、此ノ拒ムコトヲ得ズ
ハ十分ニ行ヘナライデアラウト同時ニ醫師デ
カラト云フコトデ断り得ルト云フコトデアッ
タノデハ、ドナタモ忙ガシイコトハ忙ガシイノ
デアリマスカラ、サウ云フコトニアッタノデ
ハ、アラレル方々ハ、ソレガ一ツノ開業醫ト云フ
ヤウナ名前デ呼バレテハ居リマシテモ外ノ
職業トハ違フノデアリマシテ、公務のノ要

素ヲ極メテ多分ニ持ツテ居リ、將來ハ益々
サウナラネバナラヌコトト思フノデアリマ
ス、又事實最近醫界ノ傾向ハ左様ナ方向ヲ
明カニ現シテ居ラレ、國家ノ爲ニ、社會
キマス
問題デ一朝一夕ニ御研究ニ、特ニ御研究ニ
ナクタ方デナケレバ急ニ御答ヲ承ルコトハ無
理カモ知レマセヌ、是ハ是デ懸案ニシテ置
キマス
○國務大臣(吉田茂君) 其ノ問題ニ付キマ
シテハ、私ノ大體考ヘテ居リマスルコトヲ
申上サシテ戴キマシテ、此ノ法案提出ノ心
持ヲ御理解願ツテ戴ケマスレバ仕合セダト
考ヘルノデアリマス、ドウシテモ此ノ體力
管理制度案ヲ實施致シマスルニ付キマシテハ
管理醫ト云フモノガニ番大切デアルコト
ハ、先達テ來ノ御論議ニモ能ク現レテ居ル
ヤウニ拜聽致シテ居ルノデゴザイマス、本當
ノコトヲ申シマスト、完全ニ此ノ仕事ヲシ
テ行ク爲ニハ專任ノ管理醫ニ相當ノ報酬ヲ
差上ゲマシテ可ナリ多數持ツテ居リマスル
コトガ有益デアリ、必要チコトト思フノデ
アリマス、ソレハ今日ノ實情ニ於テ又當初
カラサウ云フコトヲ期待スルト云フコトハ、
用意ノ上カラ申シマシテ今日ノ醫師ノ數、
其ノ分布等カラ考ヘマシテ、容易ニ期待シ
得ナイコトデゴザイマス、一番人手ノ要リ
マスノハ體力検査ノ爲ニ効率イテ戴ク管理醫
ナノデゴザイマス、是ハ年中或ハ長期ニ亘
リマシテ御迷惑ヲ御願ヒスルト云フコトデ
ナクシテ、検査期間、申サバ奉仕的ノ御心
ハ立憲政治ノ下ニ於テ怪シカラヌコトダト
ハ出來ル限リ一ツ手傳テヤラウト云フ御
心持ナシスカラ、ソコハ矢張リ日本ノ國
シタ醫師各位ノ御協力ガナケレバ出來ナイ
ト云フノデアリマス、此ノ拒ムコトヲ得ズ
ハ十分ニ行ヘナライデアラウト同時ニ醫師デ
カラト云フコトデ断り得ルト云フコトデアッ
タノデハ、ドナタモ忙ガシイコトハ忙ガシイノ
デアリマスカラ、サウ云フコトニアッタノデ
ハ、アラレル方々ハ、ソレガ一ツノ開業醫ト云フ
ヤウナ名前デ呼バレテハ居リマシテモ外ノ
職業トハ違フノデアリマシテ、公務のノ要

素ヲ極メテ多分ニ持ツテ居リ、將來ハ益々
サウナラネバナラヌコトト思フノデアリマ
ス、又事實最近醫界ノ傾向ハ左様ナ方向ヲ
明カニ現シテ居ラレ、國家ノ爲ニ、社會
キマス
○國務大臣(吉田茂君) 其ノ問題ニ付キマ
シテハ、私ノ大體考ヘテ居リマスルコトヲ
申上サシテ戴キマシテ、此ノ法案提出ノ心
持ヲ御理解願ツテ戴ケマスレバ仕合セダト
考ヘルノデアリマス、ドウシテモ此ノ體力
管理制度案ヲ實施致シマスルニ付キマシテハ
管理醫ト云フモノガニ番大切デアルコト
ハ、先達テ來ノ御論議ニモ能ク現レテ居ル
ヤウニ拜聽致シテ居ルノデゴザイマス、本當
ノコトヲ申シマスト、完全ニ此ノ仕事ヲシ
テ行ク爲ニハ專任ノ管理醫ニ相當ノ報酬ヲ
差上ゲマシテ可ナリ多數持ツテ居リマスル
コトガ有益デアリ、必要チコトト思フノデ
アリマス、ソレハ今日ノ實情ニ於テ又當初
カラサウ云フコトヲ期待スルト云フコトハ、
用意ノ上カラ申シマシテ今日ノ醫師ノ數、
其ノ分布等カラ考ヘマシテ、容易ニ期待シ
得ナイコトデゴザイマス、一番人手ノ要リ
マスノハ體力検査ノ爲ニ効率イテ戴ク管理醫
ナノデゴザイマス、是ハ年中或ハ長期ニ亘
リマシテ御迷惑ヲ御願ヒスルト云フコトデ
ナクシテ、検査期間、申サバ奉仕的ノ御心
ハ立憲政治ノ下ニ於テ怪シカラヌコトダト
ハ出來ル限リ一ツ手傳テヤラウト云フ御
心持ナシスカラ、ソコハ矢張リ日本ノ國
シタ醫師各位ノ御協力ガナケレバ出來ナイ
ト云フノデアリマス、此ノ拒ムコトヲ得ズ
ハ十分ニ行ヘナライデアラウト同時ニ醫師デ
カラト云フコトデ断り得ルト云フコトデアッ
タノデハ、ドナタモ忙ガシイコトハ忙ガシイノ
デアリマスカラ、サウ云フコトニアッタノデ
ハ、アラレル方々ハ、ソレガ一ツノ開業醫ト云フ
ヤウナ名前デ呼バレテハ居リマシテモ外ノ
職業トハ違フノデアリマシテ、公務のノ要

ト云フコトハ是ハ信ジテモ宜イノヤナインカ、ソンナコトヲ言フト誰ダッテ忙ガシイカラト言シテ断ルダラウト、斯ウ御考ニナルト云フコトバ、是ヨソ醫者ノ人格ヲ非常ニ安ク見タコトニナッテ、非常ナ無禮ナ話デヤナイカト云フ風ニモ考ヘラレルノデス、今ノヤウナ御話デスト、拒ムコトヲ得ズト云フヤウナ嚴メシ文句モ要ラナイシ、正當ナ事由ト云フ中ニモ、忙ガシクテドウモ上ルコトガ出来マセヌトスウ言ハレタラソレモ許シテヤル、併シ其ノ代リ本當ニサウデナイ場合ハ、皆喜ンデ出テ來ルト云フコトニナツク方ガ非常ニ宜イヤウニ思ハレマスガ、マア併シ是ハ能ク御研究ヲ願ヒタイト思ヒマス

○光行次郎君 サウ致シマスト云フト、此ノ正當ノ事由ト云フコトハ、詰リ厚生省ノ方デ御定メニナル譯ニナルノデスネ、正當ノ事由デアルカナイカト云フコトハ、之ヲ罰則ヲ附シテ置キマスト云フト、裁判官ノ認定ニ依ルト云フコトニナリマスカラ、今黒田サンノ御尋ノヤウナ場合モ、或場合ニ於テハ正當ノ事由ニナルカモ知レヌト私ハ思フノデスガ、其ノ邊ノ所ハドウデスカ○國務大臣(吉田茂君) 正當ノ事由ニナルカナラヌカト云フコトヲ、地方裁判所ニ持出シテ、御判断ヲ願フト云フヤウナ左様ナコトハ却テ不適當アラウト云フヤウナ、申サバ不徹底ト言ヘバ不徹底カモ知レマゼヌガ、左様ナ心構ノ下ニ罰則ノ付イテ居ラナイヤウナ……斯様ナ罰則ヲ附イテ居ラヌ理由ハ、御承知ノ通りニ色々々行政ノ運用ノ上ニハアルノデアリマス、出来レバ此ノ條文アルガ爲ニ拒マナイト云フノデナクシテ、ウガアルマイガ拒マナイト云フコトガ望マシイノデアリマスガ、一つノ基準、是ハ公ケノ務メダト云フコトヲ示ス意味ニ於キマシテシテ此ノ條文ガアリマスコトガ其ノ效用ヲナスモノデアル、斯様ナ當局ノ考デ此ノ程度ノ任務規定ニシテアリマス

○男爵山川建君 私ハ、此ノ問題ニ付テ伺ヒタイノデアリマスガ、一體今日醫者ニナル志願者ガ非常ニ少クナッタ之ニ付キマシテハ先日文部當局カラ色々々御詰ガアリマシタ、工科方面ニ希望者ガ非常ニ多クナッタ、是モ確カニ一つノ原因ダト思フノデアリマス、又割合ニ他ノモノニ就職致シマスヨリモ相當長イ期間ヲ要スルト云フコトモ、醫學者ニ

ナルコトヲ非常ニ騒劫ニスル一ツノ原因ニ
ナルト思フノデアリマス、大學ナリ、專門
學校ナリヲ出マシテ、サウシテ先ヅ一人前
ノ醫者トシテ醫學士ノ稱號ヲ受ケマス迄ニ
ハドウシテモ四五年、七八年掛カルノデア
リマスルカラ、他ノモノニ比較致シマシテ、
非常ニ長イ修業年限ガ學校生活以外ニアル
ト云フコトモ言ヘルト思フノデアリマス、
ソレト並ビマシテ、更ニ醫學生ノ段々少ク
ナリマス原因ハ、是ハ昔ノ醫者ト今日ノ醫
者ト比ベマスト、今日ノ醫者ハナカヽ生
活ニ苦シイト云フコトガ一ツノ原因デアラ
ウト思フノデアリマス、是ハ醫者ト云フ職
業ニ附隨致シマシテ、色々社會政策的ノ施
設が行ハレル、ソレガ爲ニ昔ノ御醫者サン程
生活ガ安定シナクナッタト云フコトハ、確カ
ニ私事實ノヤウニ思フノデアリマス、併シ
ナガラ申上ガル迄モナク、醫者ハ大切ナ國
民ノ生命ヲ預ケテ居リマス者デアリマスカラ、
相當ニ醫者ニ人材ヲ蒐ヌマスコトハ、是ハ
國家的見地カラ見テ非常ニ必要ナコトデア
リマス、從ツテ醫者ガ仁術デアリマスレバア
リマス程、醫者ノ社會生活ト云フモノニ極
端ニ脅威ヲ與ヘルト云フコトハ、是ハ大イ
ニ避ケナケレバナラナイ問題ダト思フノデア
リマス、是ハ私ノ只今申上ゲマシタヤウナ
アリマス、從ヒマシテ内務省ノ衛生局、今
日ノ厚生省ニ於キマシテ、醫者ノ餘リ餘計
端ニ脅威ヲ與ヘルト云フコトハ、是ハ大イ
ニ避ケナケレバナラナイ問題ダト思フノデア
リマス、是ハ私ノ只今申上ゲマシタヤウナ
理由ニ依リマシテ、御尤モナ御話ダト思フ
ノデアリマス、醫者ガ餘リ餘計ニナリマス
ト、生活權ヲ脅スト云フ關係デ醫者ニ人材
ガ蒐ラナイ、ソレデハ國民ノ人命ヲ預カル
ト云フ上ニ於テ缺ケル所ガアルト云フ意味
合カラ、厚生省ハ醫者ガ、サウ餘計ニナルコ

トヲ御好ミニナラナイト云フコトハ、監督官廳トシテ當然ノ御處置ト考ヘテ居ルノデアリマス、今日醫籍ニ登録サレマシタ者ガ、ドノ位アルカト云フコトノ御尋ヲ先日致シマシタノデアリマスガ、六萬二千五百ト云フ御話デアリマス、私モ大體其ノ見當ノ數字ダト云フコトヲ實ハ考ヘテ居タノデアリマス、醫者ハ今後文部省デ臨時醫學專門部ト云フモノヲ昨年カラ増設致シマシタカラ、段々ト醫者ノ數ハ殖エテ行クノハ當然デアリマス、併シナガラ是トテモ年ニ千トカ或ハ千足ラズノ醫者ガ殖エマスノデ、サウ餘計目ニ立ツテ殖エル譯デハナイノデアリマス、マア日本ニ於キマシテハ、サウ云F状況ダト思ヒマス、翻ツテ醫者ノ分布狀態ヲ今日考ヘテ見マスルト、六大都市、六大都市ニ於ケル醫者ノ分布狀態ハ、外國ノ「ロンドン」デアルトカ或ハ「ニューヨーク」デアルトカ云フヤウナ一流ノ都市ニ比べマスト、人口一人當リニ付テ醫者ハ非常ニ餘居ルノデアリマス、處ガ郡部ニ於キマシテハ、今日日本ノ醫者ノ數ト云フモノハ外國ト比ベマシテ分布ノ密度ガ薄イノデアリマス、サウ云フヤウナ狀態ニアリマシテ、其ノ結果無醫村ト云フヤウナモノモ二千有餘アルト云フヤウナ狀況デアリマス、サウ云フヤウナ譯デ東京ニハ割合ニ醫者ガ餘計居リマスケレドモ、我ガ國ト致シマシテハ、地方ニハ醫者ガ餘リ多クナイヤウナ現狀デアルノデアリマス、併シナガラ先程申上ゲタヤウナ譯デ、今日急ニ醫者フ殖ヤスト云フコトハ、色々ナ意味合カラ云ツテ、宜クナコトト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、然ルニ此ノ體力管理法ノ關係ダケデ申シマスナラバ、將來ハ三千二百萬人ニ付テ検査ヲ

行フノダト云フヤウナ御話デアル、今日醫者ノ數ハ幾ラカト云フト、六萬二千五百、サウシテ將來十年間ニドノ位殖エマスカ、恐ラクハ一萬トハ殖エナイト思フノデアリカラ云フト結構デアリマスガ、先程申上ゲタヤウナ理由ニ依リマシテ、餘り醫者ガ殖エルト云フコトハ、日本ノ爲ニドウカト云フ考ヲ持ツテ居リマス、從ツテ此ノ體力管理ノ關係ニ於ケル醫者ヲ殖ヤシタイト云フ希望ト、一般醫者ニ對スル行政ノ上カラ云ツテ餘リ殖ヤシタクナイト云フ恐ラク御考ガアラウト思ヒマスガ、其ノ點ニ於テ此ノ二ツガ矛盾スルヤウニ思フノデアリマス、此ノ點ヲ一つ厚生省カラ伺ッテ置キタイト思ヒマス

リマスガ、時局的ノ意味モ多分ニ加ハツテ
居ルト思ヒマス、私共實際ノ問題ヲ取扱ッ
テ居リマシテ、矢張リ時局ノ影響モアリマ
セウガ、最近醫師ヲ志望スル人々、或ハ新
タニ學窓ヲ出ラレマシテ醫界デ就職ヲサレ
ルト云フヤウナ人々ノ間ニ、全體ニ於テ御
醫者サンノ入學志望者ガ減ツタト云フコト
ト併セ見受ケマラレスコトハ、所謂醫師ノ
使命、仁術ト申シマスカ、醫道ト申シマス
カ、サウ云フ方ニ對スル自覺ト云フモノハ、
若イ御醫者サンナリ、新タニ學窓ヲ出ラレ
ル方ナリ或ハ醫科ニ入ラレル方々ノ間ニ以
前ニ増シテ強ク認メラレル傾向ヂヤナイカ、
是ハ統計ヲ取ル譯ニイカヌコトデアリマス
ケレドモ、左様ナ現象ニ付テハ非常ニ心強
ク考ヘテ居ルノデアリマス、今後段々ト世
ノ中ガ進メバ進ム程、此ノ醫師ノ職分ノ中
ニ開業、營利ト云フヤウナコトヨリハ、益公
務的ノ要素ノ方ガ現實ニモ殖エテ行カナケ
レバナラナインヂヤナイカ、今後ノ醫師養成
ト云フコトニ付テ其ノコト一ツ根本ニ辨ヘ
テ、文部省トモ十分ナ連絡ヲ取ラシテ戴イ
テ、公々ニ奉ズルト云フコトガ醫師ノ使命
トシテ御醫者サンガ養成サレ、又其ノ待遇
ニ於キマシテモ安ジテ左様ニシテ、醫者ノ
持ツ公ケノ職分ト云フモノニ御精進出來ル
ヤウニ工夫ヲシテ參ルト云フコトガ、今後
ノ醫育ナリ或ハ醫師全般ニ關スル國ノ態度
ナリノ基礎ニナラナクテハナラナイノデヤ
アルマイカ、斯様ナ考ヲ持ッテ參リマスコ
トニ依ッテ、丁度御指摘ニナリマシタヤウ
ナ二ツノ違ツタ矛盾ト云フヤウナコトガ、解
決ガ初メテ見得ルノデハナイカラウカ、サ
ウ云フコトヲ一つ大イニ工夫シテ見タイモ
ノダト私トシテハ考ヘテ居ルノデアリマス

尙左様ニシテ多數ノ立派ナ御醫者サンガ、國家ノ需要ニ應ズルヤウニ養成サレ、配置サレルト云フコトニ付キマシテ、色々山川男爵ニモ平素カラ御研究ノ結果ニナリマス御考ガオアリト思ヒマスカラ、ソレ等ニ付キマシテハ十分御教ヲ仰ギ、當局ト致シマシテモ工夫、立案ノ貴重ノ資料ニサセテ戴ケベ仕合セト存ジマス

○男爵山川建君 只今厚生大臣ノ御話一々御尤モデアリマシテ、質ノ良イ又國家社會ニ奉仕ヲスルト云フ觀念ノ強イ醫師ガ良キ分布ノ下ニ我ガ國ニアリマスナラバ、是ハモウ非常ニ結構ナコトデアリマシテ、何モ申ス筋合デハナイノデアリマス、併シ事實ハ決シテサウデナインデアリマス、厚生大臣モ十分私ハ御承知ノコトト思フノデアリマスガ、決シテ良キ分布ニ行シテ居ナイ、今日ノ醫者ノ數ヲ夥シク増加致シマスルト、質ノ低下ト云フコトハ、是ハモウ争ハレナイ事實ト私ハ思フノデアリマス、ソレデ專門ノ政府委員ノ方ニ實ハ御尋ネシタイノデアリマスガ、今後醫者ヲドノ位御増シニナッテモ差支ナインモノカ、醫者ノ分布ノ上カラ云ツテモ、醫者ガ共喰ニナラズ、ソンナニ醫者カトト云フコトハ、是ハ別デアリマスガ、御醫者相當ナ生活ヲシテ、安ジテ仁術ニ服スルコトガ出來ルト云フ程度ニ於テ醫者ヲ今後ドノ位御増シニナルコトガ出來ルカ、厚生大臣ノ御話ダト非常ニ増スコトガ出來ルヤウナ御話デアリマスガ、私ハ現況ヲ能ク御承知ノ方カラ見レバ、サウ十萬モ二十萬モノデアリマス、ソレヲ一ツ伺ヒタイト思ヒ

○政府委員（林信夫君）私カラ御答申上ゲテ
テ置キタイト思ヒマス、只今ノ山川サンノ
御質問ニ付キマシテモ、實ハ甚準ヲ何處ニ
置クカト云フコトデ大變違ツテ參ルノデアリ
マスガ、先般來文部省ト相談致シマシテ、
御承知ノ通り醫學専門部ヲ置イテ一定數ヲ
養フコトニ致シマシタ當時ノ事情ハチヨッ
ト速記ハ如何カト思ヒマス

○委員長（子爵野村益三君）速記ヲ止メテ
〔速記中止〕

○委員長（子爵野村益三君）速記ヲ始メテ
○政府委員（林信夫君）醫師全體ノ數カラ
見マスト、只今御指摘ニナツタヤウニ、餘々
テ居ル所デハ多過ギル程ニナツテ居リマス
シ、足ラナイ分部デハ現在直チニ醫師ノ居
ナイ所トハ申上げ兼ネマスケレドモ、全國
中約三千五百バカリハ無醫ノ村ニナツテ居
ルヤウナ事情カラ考へマスト、分布ヲ是正
シタ上デナイト、數ト云フモノハ出テ参リ
マセヌガ、總括的ニ申シマスト、各國ノ比
率ト對比シマシテ、日本ニ於テモ割合各國
竝ミ若クハ上位ノ人口割合ニナツテ居ルノ
デアリマス、唯現在カラ將來ニカケテ滿洲
竝ニ支那方面ニ年々澤山ノ醫師ノ要求ガゴ
ザイマシテ目下是等ノ方面ニ差向ケル方ニ
モ非常ナ困難ヲ感じテ居ルヤウナ事情カラ
申シマスレバ相當數ノ醫師が教養サレテモ
支障ナイトモノト考ヘテ居ル譯アリマス、
尙年々先づ二千四、五百名宛殖エテ行ク勘
定ニ醫者ガナツテ居リマスノデ、之ヲ人口ノ
殖エテ行キマス割合ト考慮致シマスト、人
口比率ヨリハ稍、高度ノ醫師ノ殖エ方ヲ以テ
進ンデ居ル事情デアルト云フコトダケヲ申
上ゲテ置キマス

ニモ醫者ハ要ルト思ヒマスガ、併シ如何ニ
考ヘマシテモ、今林政府委員ノ仰シヤッタ
ヤウニ、此ノ醫者トシテノ教養程度如何ニ依ツ
テモ數ハ違ウト云フ御話デ、是モ御尤モト
思ヒマス、大學卒業生ト専門學校卒業生デ
アル醫者トハ色々關係ハ違ヒマスガ、如何ニ
違ヒマシテモ三十萬ノ醫者ガ當時必要ダト云
フコトヘ、ドウシテモ仰シヤルコトハ私ハ出來
ナイト思フ、如何ニ多ク見積リマシテモ、二
三萬ノ問題ダト思フノデアリマス、併シ是以上
數字ハ伺ヒマセヌガ、併シ假ニ三十萬人ノ
管理醫ガ居ルトシマシテモ、一人當リノ擔
當ハ百人デアリマス、デ私此ノ國民體力管
理法ト云フモノハ、非常ニ重要ナモノデアリ
マス、國家的ノモノダトハ思フノデアリマス
ガ、併シ之ヲ御實施ニナルノニ、ドウモ十
分ナル御用意ガナイヤウニ思フノデアリマ
ス、醫者ハ多イ方ガ宜イノダト云フ御話
デアリマスガ、今後ノ日本ノ醫界ノ情勢力
ラ見マシテ、三十萬ノ醫者ヲ常ニ持ツテ居
ルト云フコトガ國ノ爲ニナルカドウカト云
フコトニナリマスト、私ハ斷ジテ然ラズト
考ヘルノデアリマス、サウ致シマスルト此
ノ國民體力管理法ノ出來マシタ曉ニ於キマ
シテ、管理醫ガ實際ノ仕事ノ中心ニナルト
云フコトガ殆ド不可能ノヤウニ思フノデア
リマス、デサウナリマスト、此ノ管理法ニ
基イテ得マシタ國家的貴重ナ資料ガ嘘ガ多
イト云フコトニナリハシナイカ、折角期待
シタ結果ガ粗雑ナモノニナリハシナイカト
云フコトヲ心配スルノデアリマスガ、併シ
此ノ條文ニ付キマシテハ此ノ位ニ止メテ置
キマス

ノ敷等ニ付キマシテ、色々御心配の御意見、御質問ヲ拜聽シタノデアリマスガ、當局ト致シマシテハ、千葉縣ニテ之ヲ經驗致シマシタ結果ニ基イテ、現在考ヘテ居リマスコトハ、三千萬人ノ被檢者ヲ全部ヤルト云フ場合ニ、其ノ場合ニ大體此ノ三千萬人ノ被檢者ヲ幼兒、學齡前ノ者、幼兒一千萬、ソレカラ小學ノ兒童一千萬、ソレカラ其ノ後ノ青少年一千萬ト、大體デゴザイマスガソレヲマア三分ニ區分致シマシテ、サウシテマア時期ヲ異ニシテ検査ヲスル、サウシマスト一千萬人被檢者ヲ検査致シマスノニ、現在ノ醫者ノ約八割ヲ勤員致シマシテ、ソレヲ半日ヅツ勤務セシメマシテ、サウシテ約十二三日位デ済ミ得ルト思フノデアリマス、デサウリマス、尙先程來此ノ醫者ハ只勤員シテ、戴キ云フ積リデ居リマスルノデ、マア甚シキ不只使フノダグト云フヤウナマア誤解ノ如キ、マシテ、マア五圓程度ノオ手當ヲ差上ゲル、誤解ヲ招クト云フヤウナコトハナイト思フノデアリマスガ、オ醫者サンニ半日勤務シテ戴キマシテ、マア五圓程度ノオ手當ヲ差上ゲル、ソレハ要スルニ體力検査ニ從事スル臨時ノ國民體力管理醫デアリマス、ソレカラ當時ノ所謂指導ニ當ル人ニ對シマシテハ、是ハ相當ノ手當ヲ見込ンデ居ルノデアリマシテ、手當及ビ旅費等モ見込ンデ居ルノデアリマシテ、餘リ斯ウ只使フト云フヤウナコトハ考ヘナイノデアリマス

レバ、誤診ヲ生ジハシナイカト云フヤウナ
心配ガアルデス、況ヤ其ノ手當ト云フモノ
ガ餘リ多額デモナイヤウニ思フノデス、殊
ニ開業醫ト云フモノニハ、ソレゝノ開業
醫ニハ職業意識ガ矢張リアルト私ハ思ヒマ
スカラ、午後半日出テサウシテ僅カ是ダケ
ノモノノ戻イテ居ル以上ハ、又他デ一ツ何
トカ補ハナケレバナラスト云フ考ヲ起スカ
モ知レナイト私ハ思フノデアリマス、割ッテ
御詰申上ゲマスガ……サウスレバ此ノ被管
理者ヲ診察ラシテ、診斷ラシテ、其ノ被管
理者ヲ自分ノ方へ引付ケルト云フ虞ガアリ
ハシナイカ、少シ位惡イ太シタコトハナイ
ンダケレドモ、君ノ病氣ハ斯ウ云フ譯ニア
ルガ、イヤ俺ノ所ニ來レバ早速早ク治シテ
ヤルゾト云フヤウナコトデ引張ッテ行ク傾
向ガアリハシナイカ、斯ウ云フヤウナコト
モ考ヘ得ルンデヤナイカト思フノデアリマ
ス、ソコ等ニ付キマシテ政府ハ臨時ニハ無
論付ケネインデスガ、臨時デナイモノニハ、
相當ノモノヲ御出しニナルト伺ッテ居リマ
スガ、此ノ醫者ノ職業意識ト云フコトニ付
テハ餘程御考ニナリマセスト、誤診デモノ
ジタ時ニ非常ナ問題ト思ヒマスノデ、一應
御伺ヒ致シマス

其ノ者ニハ特ニ入念ニ別ニ之ヲ検査スル
デゴザイマス、從ツテ一齊検査ダケデ済ムモ
ノニ付キマシテハ比較的サウ云フ虞ノナイ
モノガ多イノデアリマス、サウ云フ心配ハ
少クナルノデハナイカト考ヘテ居ルノデア
リマス、ソレカラ第二點ノ職業意識ニ對シ
テ御注意デアリマスガ、御尤デアリマス
ノデ、私共管理醫ヲ選定致シマス時ニハ一
府縣ヲ單位ト致シテ其ノ府縣内ノ全部ノ開
業醫ノ中カラ之ヲ選定致シマシテ、其ノ人
ノ開業シテ居ル所、或ハ其ノ人人勤務ヲシ
テ居ル場所等ニ必ズシモ其ノ人ヲ振向ケル
ト云フコトノナイヤウニ、ソレ等ヲ適當ニ
配置ヲ致シマシテ、検査ヲ施行スル積リデ
居リマス、ソレカラ當時ノ體力管理醫ニ付
キマシテハ、一郡市區ニ極ク僅ノ數ヲ常置
スル積リデアリマスガ、是ハ差當リ結核ト
花柳病ダケノ要指導者ニ付テ指導ニ當ラシ
メルノデアリマスカテ、一郡ニ大抵一人、
一市區ニ多イ所デ三人四人ト云フヤウナコ
トニナリマスノデ、其ノ心配ハナイヤウニ
致シテ置キタイト斯ウ考ヘテ居リマス

ノヲ主體トシテ此ノ検査醫、管理醫ニナサ
レルト云フ御考ハゴザイマセヌデズカ、サ
ウシマスト可ナリ醫師會ヤナゾノ摩擦モ少
クナリハシナイカ、サウ云フヤウナコトモ
如何デアリマセウカ

○政府委員(佐々木芳遠君) 管理醫ニ選任

致シマスルノハ開業醫ダケデハゴザイマセ
スノデ、開業シナクテモ醫師ノ資格ヲ有ツテ
居ル者、所謂醫師ノ資格ト力ヲ有ツテ居ル
人カラ廣ク選任シタイト思ヒマス、後段ノ
方ノ保健所ヲ中心トシテヤッタラドウカト
云フ御意見、是ハ御尤デアリマシテ、此ノ
検査後ノ指導ニ付キマシテハ、主トシテ保
健所ヲ中心トシテヤリタイト存ジマス、先
程ノ管理醫ヲ設置スル區域モ大體保健所ヲ
設置スル豫定區域ガゴザイマスガラ、ソレ
ヲ中心ニシテ置キタイト考ヘテ居リマス
○委員長(子爵野村益三君) ソレデハ御異
議ガナケレバ第十條第十一條第十二條三條
併セテ説明ヲ願ヒマス

○政府委員(佐々木芳遠君) 第十條ハ體力
検査ノ場合ニ於テ、國民體力管理醫ハ、被
管理者ノ體力向上ニ關シマシテ必要ナル指
導ヲナスベキコトヲ規定シタノデアリマス
ガ、第四條第一項ニ於テ、被管理者ニ對シ
テ體力検査ヲ受ケルノ義務ヲ課シ、第二項ニ
於テハ保護者ニ之ヲ受ケシムル義務ヲ課シ
タノハ、一面ニ於テ被管理者個々ノ體力實
情ニ應ジ、適切ナル指導注意ヲ與ヘ、以テ
親權者ノ監護ノ義務ヲ完遂セシメル爲デア
ルカラ、本條ニ於テ特ニ其ノ指導ヲ與フベ
キコトヲ規定シタノデゴザイマス、第十一
條ハ地方長官ノ體力検査ノ結果、被管理者
ノ疾病ノ狀態ニヨリマシテ、就業ノ場所又
ハ時間ノ制限、業務ノ變更等ノ必要アリト認

ムル場合、又ハ體質虛弱ニシテ、特ニ政府
ノ爲ス指導施設其ノ他公共團體ノ體力向上
施設ヲ利用スル必要アリト認メタ場合ニ於
テ、本人又ハ保護者ニ對シ其ノ旨ノ指示ヲ
爲シ得ルコトヲ規定シタノデゴザイマス、
尙必要アル場合ニハ同時ニ被管理者ヲ使用
スル者ニモ指示ヲ爲シ得ルコト致シタノ

デゴザイマス、本人又ハ保護者ニ對シテ指

示シタル事項ノ履行ヲ完全ナラシムル爲デ

ゴザイマス、第十二條ハ厚生大臣ノ指定ス

ル疾病ニ罹リテ居ルガ、マダ醫者ニ就テ治療

ヲ受ケテナイ被管理者ヲ發見致シマシタ時

ハ、地方長官ハ本人又ハ保護者ニ對シマシ

テ、醫師ニ就イテ療養ヲナスベキコトヲ命ジ

得ル旨ノ規定デゴザイマス、サウンシテ若シ貧

困ニシテ其ノ義務ヲ履行スルコトガ出來ナ

イ場合ハ、其ノ申請ニ依リマシテ國民體力

管理醫ニ付キ療養ノ指導ヲ受ケシムルコト

トシタノデゴザイマス、此ノ場合ニ要スル

指導ノ費用ハ國費ヲ以テ支辨スル豫定デア

リマス、而シテ第一項ニ但書ヲ付ケマシ

タノハ、是等ノ學校ハ地方長官ノ管轄ニ屬

シテ居リマヌカカリデナク、是等ノ學校ニ

在學スル被管理者ノ保護者ハ廣ク全國ニ亘

リ居住シテ居リマスルカラ、之ニ對スル處

置命令ニ付テハ特別ノ考慮ヲ必要ト認メ、

勅令ヲ以テ別段ノ定メヲ爲シ得ルコトトシ

タノデアリマス

○委員長(子爵野村益三君) 御質問ヲ願ヒ

マス

○男爵黒田長和君

此ノ第十條ノ終ヒノ體

ニ「地方長官ハ其ノ者ノ申請ニ依リ國民體力

管理醫ニ就キ療養ノ指導ヲ受ケシムルコト

ヲ得」トアリマスガ、是ハ非常ニ何カ廻り誇

イ書キ方ノヤウニ思フノデアリマスガ、例

ヘバ茲ニ家族ノ非常ニ多イ、而モ貧困デアッ

テ、自ラ療養ノ出來ナイ相當程度ノ高イ結核

患者ガアツト致シマス、ソレヲ管理醫ガ結

出來ナイト云フ場合ニ、此ノ體力管理醫ニ

付テ療養ノ指導ヲ受ケニ行ク、御前ハ今日

ノ生活狀態デハ決シテ恢復スルコトハ出來

ナイカラ、何處カ遠イ處ニアル「サナトリ

ウム」ニ行ツテ療養シタラドウカ、或ハ病院

ニ入院シタラドウカト云フ指導ヲスルコト

モ指導デアリマスガ先程ノ御話ニ依ルト、

ト云フ意味デヤナインデズカ

シテハ體力管理醫が積極的ニモ指導スルノ

ハ望マシイノデゴザイマスケレドモ、現在

ヲ是正スル意味ノ指導ト云フコトヲ考ヘテ

居リマス

○男爵黒田長和君

サウシマスト此ノ法文

ハ少シ不都合デヤアリマセヌカ

○政府委員(佐々木芳遠君) 將來ハ其ノ積

極的方面ニモ指示ヲシテ貰ヒタイノデアリ

マスガ、是ハ法文カラ云ヘバ大分廣イ意味

デゴザイマスカラ、ヤッテモ差支ヘナインデ

アリマスケレドモ、唯現在ノ醫師ヲ國民體

力管理醫ト致シマシテ、ソレガ完全ニ行ク

カドウカト云フコトハ自信ガナインデゴザ

イマシテ、成ルベク消極的ノ意味ニ用ヒタ

イト斯ウ考ヘテ居リマス

○男爵黒田長和君

是ハ非常ニ小サイ問題

デアリマスカラ、問題ニハシタクナイコト

デアリマスガ、ドウモ空文ニ屬スルヤウナ

文句ハ餘り御掲ゲニナラヌ方ガ宜カナイカ

ト思ハレマス、實ハ私ハ積極的ノ指導ト云

フコトヲ非常ニ望ンデ居ルノデアリマシテ、

是ハ文部省ノ方ニスカカリ御委ネニナルト

云フコトデアリマスルガ、併シ文部省ノ方

モ體力研究所ト云フモノハマダソレ程發達

シテ居ナイヤウニ思フノデアリマスガ

○政府委員(佐々木芳遠君) 積極的ノ指導

モヤッテ差支ヘナインデゴザイマスガ、實際

ノ場合ニ先程ノ、オ前ハドンナ「スポーツ」

ヲヤレトカ、或ハ武道ヲヤッテハイカヌト

カ、或ハ「ボート」ガ宜イナント云フヤウナ

細カイ指導ハ、體力管理醫ニサウ云フ指導

モ指導デアリマスガ先程ノ御話ニ依ルト、

ト云フ意味デヤナインデズカ

ウ云フ頭ガアツタモノデゴザイマスカラ、積

極的ト云フ方面ハヤラナイ積リダト、斯ウ

申上げタノデアリマスガ、其ノ被管理者ニ

對シマシテ體力検査ノ結果、オ前ハ無病息

災ダ、非常ニ良イ體ダカラ、一ツ體育運動

デモヤッテ大イニ鍛ヘロ、或ハ武道デモ一ツ

ヤッテ大イニ鍛ヘロト、斯ウ云フヤウナ指

導、積極的ノ指導ハ私ハ大ニヤッテ戴キタ

イト思ツテ居リマス、唯先程チヨット御話ガ

アリマシタガ、個々ノ「スポーツ」ヲ指摘シ

テ、サウシテ指導スルト云フコトハ、是ハ

管理醫ニハ無理デハナイカ、荷ガ重過ぎギル

ノヂヤナイカトスウ思ヒマシテ、サウ云フ

アリマスケレドモ、唯現在ノ醫師ヲ國民體

力管理醫ト致シマシテ、ソレガ完全ニ行ク

カドウカト云フコトハ自信ガナインデゴザ

イマシテ、成ルベク消極的ノ意味ニ用ヒタ

イトスウ考ヘテ居リマス

○男爵黒田長和君

是ハ非常ニ小サイ問題

デアリマスカラ、問題ニハシタクナイコト

デアリマスガ、ドウモ空文ニ屬スルヤウナ

文句ハ餘り御掲ゲニナラヌ方ガ宜カナイカ

ト思ハレマス、實ハ私ハ積極的ノ指導ト云

フコトヲ非常ニ望ンデ居ルノデアリマシテ、

是ハ文部省ノ方ニスカカリ御委ネニナルト

云フコトデアリマスルガ、併シ文部省ノ方

モ指導スルト云フモノハマダソレ程發達

シテ居ナイヤウニ思フノデアリマスガ

○政府委員(佐々木芳遠君) 積極的ノ指導

モヤッテ差支ヘナインデゴザイマスガ、實際

ノ場合ニ先程ノ、オ前ハドンナ「スポーツ」

ヲヤレトカ、或ハ武道ヲヤッテハイカヌト

カ、或ハ「ボート」ガ宜イナント云フヤウナ

細カイ指導ハ、體力管理醫ニサウ云フ指導

モ指導デアリマスガ先程ノ御話ニ依ルト、

ト云フ意味デヤナインデズカ

ウ云フ頭ガアツタモノデゴザイマスカラ、積

極的ト云フ方面ハヤラナイ積リダト、斯ウ

申上げタノデアリマスガ、其ノ被管理者ニ

對シマシテ體力検査ノ結果、オ前ハ無病息

災ダ、非常ニ良イ體ダカラ、一ツ體育運動

デモヤッテ大イニ鍛ヘロ、或ハ武道デモ一ツ

ヤッテ大イニ鍛ヘロト、斯ウ云フヤウナ指

導、積極的ノ指導ハ私ハ大ニヤッテ戴キタ

イト思ツテ居リマス、唯先程チヨット御話ガ

アリマシタガ、個々ノ「スポーツ」ヲ指摘シ

テ、サウシテ指導スルト云フコトハ、是ハ

管理醫ニハ無理デハナイカ、荷ガ重過ぎギル

ノヂヤナイカトスウ思ヒマシテ、サウ云フ

アリマスケレドモ、唯現在ノ醫師ヲ國民體

力管理醫ト致シマシテ、ソレガ完全ニ行ク

カドウカト云フコトハ自信ガナインデゴザ

イマシテ、成ルベク消極的ノ意味ニ用ヒタ

イトスウ考ヘテ居リマス

○男爵黒田長和君

是ハ非常ニ小サイ問題

デアリマスカラ、問題ニハシタクナイコト

デアリマスガ、ドウモ空文ニ屬スルヤウナ

文句ハ餘り御掲ゲニナラヌ方ガ宜カナイカ

ト思ハレマス、實ハ私ハ積極的ノ指導ト云

フコトヲ非常ニ望ンデ居ルノデアリマシテ、

是ハ文部省ノ方ニスカカリ御委ネニナルト

云フコトデアリマスルガ、併シ文部省ノ方

モ指導スルト云フモノハマダソレ程發達

シテ居ナイヤウニ思フノデアリマスガ

○政府委員(佐々木芳遠君) 積極的ノ指導

モヤッテ差支ヘナインデゴザイマスガ、實際

ノ場合ニ先程ノ、オ前ハドンナ「スポーツ」

ヲヤレトカ、或ハ武道ヲヤッテハイカヌト

カ、或ハ「ボート」ガ宜イナント云フヤウナ

細カイ指導ハ、體力管理醫ニサウ云フ指導

モ指導デアリマスガ先程ノ御話ニ依ルト、

ト云フ意味デヤナインデズカ

ウ云フ頭ガアツタモノデゴザイマスカラ、積

極的ト云フ方面ハヤラナイ積リダト、斯ウ

申上げタノデアリマスガ、其ノ被管理者ニ

對シマシテ體力検査ノ結果、オ前ハ無病息

災ダ、非常ニ良イ體ダカラ、一ツ體育運動

デモヤッテ大イニ鍛ヘロ、或ハ武道デモ一ツ

ヤッテ大イニ鍛ヘロト、斯ウ云フヤウナ指

導、積極的ノ指導ハ私ハ大ニヤッテ戴キタ

イト思ツテ居リマス、唯先程チヨット御話ガ

アリマシタガ、個々ノ「スポーツ」ヲ指摘シ

テ、サウシテ指導スルト云フコトハ、是ハ

管理醫ニハ無理デハナイカ、荷ガ重過ぎギル

ノヂヤナイカトスウ思ヒマシテ、サウ云フ

アリマスケレドモ、唯現在ノ醫師ヲ國民體

力管理醫ト致シマシテ、ソレガ完全ニ行ク

カドウカト云フコトハ自信ガナインデゴザ

イマシテ、成ルベク消極的ノ意味ニ用ヒタ

イトスウ考ヘテ居リマス

○男爵黒田長和君

是ハ非常ニ小サイ問題

デアリマスカラ、問題ニハシタクナイコト

デアリマスガ、ドウモ空文ニ屬スルヤウナ

文句ハ餘り御掲ゲニナラヌ方ガ宜カナイカ

ト思ハレマス、實ハ私ハ積極的ノ指導ト云

フコトヲ非常ニ望ンデ居ルノデアリマシテ、

是ハ文部省ノ方ニスカカリ御委ネニナルト

云フコトデアリマスルガ、併シ文部省ノ方

モ指導スルト云フモノハマダソレ程發達

シテ居ナイヤウニ思フノデアリマスガ

○政府委員(佐々木芳遠君) 積極的ノ指導

モヤッテ差支ヘナインデゴザイマスガ、實際

ノ場合ニ先程ノ、オ前ハドンナ「スポーツ」

ヲヤレトカ、或ハ武道ヲヤッテハイカヌト

カ、或ハ「ボート」ガ宜イナント云フヤウナ

細カイ指導ハ、體力管理醫ニサウ云フ指導

モ指導デアリマスガ先程ノ御話ニ依ルト、

ト云フ意味デヤナインデズカ

ウ云フ頭ガアツタモノデゴザイマスカラ、積

極的ト云フ方面ハヤラナイ積リダト、斯ウ

申上げタノデアリマスガ、其ノ被管理者ニ

對シマシテ體力検査ノ結果、オ前ハ無病息

災ダ、非常ニ良イ體ダカラ、一ツ體育運動

デモヤッテ大イニ鍛ヘロ、或ハ武道デモ一ツ

ヤッテ大イニ鍛ヘロト、斯ウ云フヤウナ指

導、積極的ノ指導ハ私ハ大ニヤッテ戴キタ

イト思ツテ居リマス、唯先程チヨット御話ガ

アリマシタガ、個々ノ「スポーツ」ヲ指摘シ

テ、サウシテ指導スルト云フコトハ、是ハ

管理醫ニハ無理デハナイカ、荷ガ重過ぎギル

ノヂヤナイカトスウ思ヒマシテ、サウ云フ

アリマスケレドモ、唯現在ノ醫師ヲ國民

ソレニ要スル經費ハ國費ヲ以テ支辨スルト
云フヤウナ御話デアリマシタガ、サウスル
トサウ云フ場合ニハ其ノ人ガ入院ヲスル、
或ハ「サナトリウム」ニ行ク、サウシテ其處
デ療養ニ要スル經費ト云フモノハ國ノ方デ

出シテヤルト云フ御考デアリマスカ、ドウデゴザイマスカ

○政府委員(佐々木芳遠著)今ノ御話入妙
ニ結核患者ヲ發見シタ、未ダ醫者ニ就イテ
居ナイト云フ場合ニ、地方長官ハ管理醫ノ

意見ニ依リマシテ、療養ニ關スル處置命令
ヲ出スノデアリマス、其ノ療養ニ關スル處
置命令ニ所當金ガアリマスヘ、トツムツ侍

置命令ニ所詣金丸アリテノハノサウエツノ事
別ノ轉地モ出來マセウシ、或ハ病院ニ入ル
コトモ出來マセウシ、ソレカラ「サナトリ

「ウム」ニ入ルコトモ出來マセウ、サウ云フ
場合ニハ所謂處置命令デ以テ指示ヲ致スノ
デアリマス、其ノ外或ハ健康保険組合ニ入ツ

テ居ル者ガアレバ、健康保険組合ノ制度ニ
依テ手當ヲスル、色々ノ施設ヲ利用シテ有
ラニル體力ノ向上ニ關スル疾患ノ治療ニ關

スル手當ヲスルヤウニ指示ヲスルノデアリ
マスガ、サウ云ツタヤウナ施設デ救濟セラレ

ナイ所ノ者、而モ生活ハ出來ルケレドモ、
療養ノ費用ガ無論、ナイト云フ者ニ對シテ、
政府ハ國ノ費用ヲ以テ色々ノ療養ノ指導ヲ

シテヤル、斯ウ云フ意味デゴザイマス
○男爵山川建君 サウ致シマスト地方長官
ガ處置命令ヲシタモノノ中デ貧困云々ノ場

合ニハスウスル、併シサウ處置命令ヲ餘計
致シマスト國費ノ負擔ガ非常ニ嵩ミマスカ
ラ、多クノ場合サウ云フ貧困者ニハ處置命

スカ
令ハシナインデアリマスカ、ドウデアリマ

必要了ル場合

ニハ處置命令ヲ出ス積リデゴザイマス、從ヒマシテ經費ノ嵩ムコトヲ心配シテ其ノ處置命令ヲ手控ヘルト云フヤウナコトハ致シ

○男爵山川建君 豊算ヲ見マスルト、第
二項ノ事業費ノ中ノ第二目ニ

云フモノガ二十萬バカリ取ッテアリマスガ、是ガソレニ該當スルノデアリマスカドウカ

○政府委員(曾我櫻松君) 御答申上ゲマス
ガ、療養ノ指導ヲ致シマスノハ、處置命令

ヲ受ケマシタ者ノ中テ、貧困デ自分デ療養出來ナイ者、ソレダケニ限ルノデアリマス、而モ其ノ貧困ノ者ノ中テ尚府縣立ノ無料療

養所ノ「ベット」ニ收容出來ルモノハ之ニ委託
スルノデアリマス、ソレカラ救護施設等ニ收容
出來ル者ハソニ收容スルデアリマスガ、ナ

由來ル者ハソレニ此客スルハ云アリニスカサ
ウ云フモノニ一切出來ナイ、保護者ニモヤツ
テ行クコトガ出來ナイト云フ者ダケガ、此ノ

十二條ニ該當スルモノニナルノデアリマス、
從ヒマシテ之ヲ大體推算致シマスト、約一
百三十萬ノ申デ該當者ガ六千人近クアルノ

デアリマス、之ニ該當スル者、ソレ等ノ著ハ
常設ノ管理醫ニ就イテ療養ノ指導ヲ受ケル
ノデアリマスガ、是ガ自分デ出掛けテ指導ヲ

受ケラレル者ハ其ノ管理醫ノ許ニ行シテ指導ラ受ケマス、ソレカラ自分で出掛ケテ行

クニトノ出来ナリ者ノ自宅ニ於テ療養致シ
マシテ、管理醫ガ時々出掛ケテ行ツテ指導シ
テヤルノデアリマス、大體月ニ二回位指導

ニ出掛ケテヤルト云フヤウニ豫定シテ居リ
マス、又自分で來テ診テ貰ヘル者ハ二回乃
至三回、或ハソレ以上出掛ケテ行ツテ診テ

貰ツテ宜イノデアリマスガ、ソレ等ノ費用ヲ
來年ハ、此ノ十五年度ハ検査ヲ大體十月前

ノト、指導ニ要スル期間ハ先ヅ三箇月位、斯ウ想像致シマシテ、ソレニ要スル費用ヲ二十萬圓バカリ計上シテアリマス
○委員長(子爵野村益吉君) 政府委員ニ申算ノ内容ヲ御説明申上ゲマス、十五年度ノ豫算總額ハ二百五十萬圓アリマス、此ノ中ノ本省並ニ地方廳ニ要シマス費用ガ約三十萬圓バカリ、四十萬程アリマス其ノ内容ハ本省ノ方ニ體力局ニ技師ヲ四名、體育官一名、ソレカラ屬官ヲ八名、其ノ他雇員ニ集計員等ヲ置ク豫定デアリマス、地方廳ノ某計員等ヲ置ク豫定デアリマス、地方廳ノマス、次ニ事業費ノ方ニ於キマシテ、體力管理ニ當ラシムル技師ヲ一名ヅツ、ソレカラ屬官ヲ二名ヅツ、其ノ他臨時雇、集計員等ヲ置ク豫定デアリマス、此ノ八十七萬圓ヲ計上シテ居ルノデナリマス、ソレカラ検査後ノ指導ニシテ付キマシテハ、體力増強ノ費用、ソレカラ助成ニ要スル費用、其ノ他消耗品等ニ要スル費用デアリマス、此ノ體力増強ニ要スル指導費ハ大體二十四萬圓程アリマスガ、是ハ體力検査ノ結果ニ要スル費用、體質ガ虛弱デ大シテ疾病ハナイ之ニ適當ナル生活方法ヲ指導シテヤリマシテ、段階訓練ヲシテ付キマスト云フト十分使ヘル人、徵兵検査デ申シマスナラバ、筋骨薄弱ト云フヤウナ程度ノ人ヲ、其ノ體力ヲ増

強スル爲メノ指導ニ要スル費用デアリマシテ、十五年度ト致シマシテハ、平均各府縣ニ十箇所ヅツ體力増強ニ要スル施設ヲ致シマシテ、ソコニ大體五十人乃至七十人位ノモノヲ使用致シマシテ、ソコニ共同宿泊ヲセシメ、サウシテ醫者或ハ體力ノ指導員ト云フ者ヲ附ケマシテ、一人々々ノ體力ノ現状ヲ能ク見テ、此ノ人ハ大體ドウ云フ食物ヲドノ位、或ハドレダケノ運動量ヲスル、仕事ヲシナガラ身體ヲ元氣ニシテ行クト云フ實際的ナ生活ノ方法ヲ指導シテ行ク、サウシテソコヲ出マシテカラノ日當其ノ指導方法ヲ守リマシタナラバ、體力ガ向上シテ行クト云フ風ニ、人々ニ付テ具體的ナ寸法ヲ決定シテヤル、斯ウ云フ施設ヲスル考デアリマシテ、一府縣ソレガ大體十箇所約全國デ三萬五千人ノ者ヲ此ノ施設ニ入レテ指導スル積リデ居リマス、次ニ疾病ニ關スル指導デゴザイマスガ、是ハ十二條ノ結核、花柳病等ノ患者ニシテ、貧困デ自分デ療養ノ出來ナイ者之ニ對スル指導ノ費用デゴザイマス、是ハ約二十萬圓程計上シテ居ルノデアリマス、是ハ常設ノ國民體力管理醫ガ、實際ソレ等ノ貧困ニシテ療養ノ出來ナイ患者ヲ指導致シマスル指導費デアリマス、ソレカラ更ニ常設ノ體力管理醫ニ出消毒藥トカ、其ノ他ノ藥品類、或ハ「ガーベ」トカ、脫脂綿デアルトカ云フヤウナモノニ使用致シマスル所ノ指導ノ費用デアリマス、ソレカラ更ニ常設ノ體力管理醫ニ出シマス手當竝ニ旅費ヲ二十四五萬圓計上シテ居リマス、次ニ市町村ニ於キマシテハ、此ノ體力検査ヲヤリマス爲ニ、色々雜費ヲ

要シマスノデ、協議會費ト致シマシテ、ソレゾレ市町村ニ一定ノ金額ヲ配布スル豫定デゴザイマス、大體普通ノ市町村ニ於キマシテ、一町村ニソレバ、被檢者ノ多少ニ依リマシテ違ヒマスガ、平均ト致シマス、一町村二回位開カス豫定デアリマス、四十圓程度デアリマス、ソレカラ市ノ方ニナリマスト云フト、區モ多クナリマス

ニアル被管理者ニ關スル特令ヲ規定シタノ
デアリマスガ、是等ノモノハ何レモ特殊ノ
環境ニアル爲ニ、體力検査ノ施行ニ關シマ
シテモ、或ハ又其ノ後ノ管理ニ付キマシテ
モ特別ノ取扱ヲ要スルノデ、勅令ヲ以て別
段ノ規定ヲ爲シ得ルコトト致シマシタ、サ
ウシテ其ノ實情ニ適合シタ處置ヲシヨウト

モ〇政ス、シナアリカ方ニ風告罪

府委員（曾我梶松君） 御答へ申上ゲマス
別ニ深イ理由モナイノデアリマスガ、併
ガラ是ハ各人ノ身體ニ關シマス祕密デ
マス爲ニ矢張リ本人ガ申出タ時當人ノ
ラ希望スル時ニ罪ヲ論ズル、斯ウ云フノデ由
シタノガ適當デハナイカト云フノデ由
ニシタノデアリマス

デ此ノ機會ニ於テ豫メ承^シテ置キタイコトヘ、同
ジク厚生省ノ重要使命トシテ人口問題ヲ研
究サレルコトニナツテ居ルノデアリマス、
是ハ又非常ニムツカシイ問題デ、ソレコソ
本當ニ總動員ヲ以テ當ラナケレバナラスト
思フノデアリマス、私ノ承リタイノハ厚生
省ノ、寧ロ是ハ政府ト言ツテ宜イカモ知レマ
セヌガ、考ヘテ居ラル、所ノ所謂人口政策

カラ、從ツテ澤山ノ費用が要ル譯ニアリ
市町村ノ大小ニ依ツテ違ヒマスガ、最モ小サ
イ市町村、醫者ニ要スル費用ヲ除キマシテ、
大體二十四五人位検査該當者ノ居ル所デ四
十四五圓位ノ程度ノ費用ヲ出スノデアリマ
ス、此ノ費用ヲ以チマシテ、助手デアルト
カ、或ハ統計ヲ取りマス爲ノ人ヲ傭フ、臨
時ノ人ヲ傭フ、其ノ他協議會等ニ要シマス
雜費ニ使用セシタル積リデ居リマス、大體
來年度十五年度ニ二百五十萬圓使用致シマ
ス、豫算ノ大要ハ以上ノ通りアリマス
○委員長(子爵野村益三君) 御尋ハゴザイ
マセヌカ、其ノ他三條ヲ通ジテノ御質疑ハ
宜シウゴザイマスカ、ソレデハ次ニ移リマ
セウ、第十三條

○委員長(子爵野村益三君) 御質問ハゴザイ
イマセヌカ、宜シウゴザイマスカ、御質疑
ガナケレバ次ニ移リマス、第十四條
○政府委員(佐々木芳遠君) 第十四條ハ被
管理者ヲ使用スル者ガ、體力検査ノ結果判
明致シマシタ疾病、異常等ノ事實ヲ殊更ニ
誇張シテ、サウシテ被管理者ニ對シテ不利益
益ナル取扱ヲ爲スコトヲ禁ジ、以テ被管理
者ヲ保護シタノデアリマス、不利益デアル
カドウカト云フコトノ具體的ノ事實ニ付キ
マシテハ、社會通念ニ判斷スル積リデゴザイ
マス

○委政二十條ト思ニ申スガノ法スル尙本日デ受ク定メ上ヶニニ

員長(子爵野村三君) 宜シウゴザイ
カ、異議ガナケレバ次ニ移リマス、第一
條、第二十一條竝ニ附則
府委員(佐々木芳遠君) 二十條、二十
、之モ改ヌテ御説明申上ゲル迄モナイ
ヒマス、附則モ全體的ノ質問應答ノ際
施行期日ハ勅令ニ委任スルノデアリマ
ガ、施行豫定期日ハ昭和十五年七月一
、モウ一應要旨ダケヲ申上ゲマス、本
制度ガ完成スル迄當分ノ内體力検査ヲ
ベキ被管理者ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ
ルノデゴザイマス、デ來年度ハ既ニ申
マシタ通り十七、十八、十九ノ男子ダ
スル豫定デゴザイマス

或ハ人口問題デモ宜イノデスガ、其ノ人口問題ト云フモノニ、國民體力ノ向上ト云フコトヲドノ程度ニ於テ含ンデ居ラレルカ、又含マセナケレバナラナイカト、斯ウ云フコトヲ伺ヒタイノガ一ツ、ソレカラモウツハ、是ハコトハ企畫院ニ關係スルノデアリマス、企畫院ハ御承知ノ通リニ、事變對策ト云フモノト、尙永久對策ト云フモノヲ、併セテ考究立案スル所ニナツテ居ルノデアリマス、其ノ永久對策ノ中ニ人的資源ノ涵養ト云フ問題ガ、實ハマダ殆ド取上ゲラレテ居ラナイ、ソコ迄行ッテ居ラヌノデアリマス、我々ガ思フノニハ、人的資源ノ涵養ト云フ中ニハ、大キイ意味デ言ヘバ人口問題、少シ範圍ヲ狹メレバ國民體力ノ向上ト云フコトガ當然含マレルモノト思フノデアリマ

○政府委員(佐々木芳遠君)　十三條ノ一項
ハ國又ハ道府縣ノ事業ニ使用セラレル被管
理者等ニ關スル特令ヲ規定シタモノデゴザ
イマシテ、是等ノモノハ其ノ業務ノ性質上
市町村長ニ於テ體力検査ヲ施行シタリ、或
ハ市町村ノ選任シタル國民體力管理醫ヲ派
遣シタリ、又ハ地方長官ニ於テ指示、處置、
命令等ヲ爲スヲ不適當トスル場合ガ多イノ
デアリマシテ、是等ニ付キマシテハ、別段
ニ勅令ヲ以テ定メルコトニ致シタノデアリ
マス、第二項ハ監獄、矯正院、少年教護院等

○政府委員(佐々木芳遠君) 是ハ大體御覽ニナレバ御了解ガ願ヘルト存ジマス
○光行次郎君 第十九條ノ此ノ罪ガ、刑法ノ祕密漏洩罪ト、ソレカラ醫師法其ノ他ニ比較シテ見マスト云フト、罰金ハ百圓ノモノガ千圓ニナツテ居リマスガ、是ハマア經濟價値ノ問題デ、サウ云フ風ニナルノモ問題デアリマセヌガ、申告罪ニシテアリマスガ、是ハ一體ドウ云フ譯デアリマセウカ、別ニ大シタ理窟モナカラウト思ヒマスケレド

○委員 疑が居る事、斯、發言、適當、云フ、國民、トト、努力、デヤ

員長(子爵野村益三君)終々タ譯デアリマスガ、若シ此ノ際残リマスレバ御遠慮ナク御發言ヲ願ヒマス別ニゴザイマセヌカ、ソレデハ私一寸シタイト思ヒマス、御尋ヲシテ御答ラムノ時期ニ願ヒタイト思フノデアリマス、迄モナク我國民體力ノ向上ヲ圖ル爲ニ體力管理法ガ制定セラレ誠ニ結構ノコ思ヒマス、併シ本案實施ニ付テ非常ナ要セラレル譯デ、厚生省ハ所謂總動員ラナケレバナラスト思フノデアリマス、ソコ

ス、ソコデ只今申シタヤウニ、厚生省ノ方
面ニ於テハ、人口問題ノ範圍、即チ國民體
力ノ向上ト云フコトガ、人口問題ノ中ニ如
何ナル程度ニ於テ採入レラルテ居ルモノカ、
又採入レラレナケレバナライモノカト云
フコト、ソレカラ企畫院總裁ニ對シテハ、
企畫院ニ於ケル人的資源ノ永久對策ノ中ニ
國民體力ノ向上ト云フコトガ、如何ナル程
度ニ於テ、如何ナル形式ニ於テ採入レラレ
テ居ルノカ、又採入レラルベキカト云フコ
トヲ伺シテ置キタト思フノデアリマス、企

畫院方面ニ於テハ出來ルコトナラ厚生省ノ
方カラ然ルベク御連絡ヲ願シテ、サウシテ望
ムラクハ次會ニ一ツ兩方カラ御説明ヲ願ヒ
タイト、斯ウ思シテ居ルノデアリマス
○國務大臣(吉田茂君) 只今ノ御質疑、私
共豫考ヘテ居ルコトモゴザイマスルガ、
尙將來永遠ニ亘リマス人口國策ノ重要問題
デゴザイマスルカラ、私共ノ考ヲ取纏メサ
シテ戴キマシテ、次回ニ御答ヲ申上ゲルコ
トニ致シマス、又只今ノ御質疑中企畫院ニ
關シマスルコトハ、私共ノ方カラ企畫院ニ
連絡フ執リマシテ、併セテ同ジ時機ニ御答
ノ出來ルヤウニ取計ラヒマス
○委員長(子爵野村益三君) 申上ゲマスガ、
明日ハドウシテモ都合ガ付カヌサウデアリ
マス、從ツテ本會ヲ明日、開クト云フコトハ
出來ナクナリマシタノデ、明後日ニ開クコ
トニ致シマス、只今ノ御報告ヲ得マシテ、
尙皆様ニ於テ大體論ニ付テ御質疑ガ残シテ
居レバ、其ノ際ニ願フコトニ致シタイ、ソ
レガ濟ミマスレバ、自然討論ノ方ニ入りタ
イト思ヒマス、又時宜ニ依リマシテハ、討
論ニ先ダッテ懇談會ヲ開イテ、色々御相談ヲ
申上げテモ宜イカト思ヒマス、左様ナコト
デ、今日ハ是デ散會致シマス

午後四時十三分散會

出席者左ノ如シ

委員長	子爵野村 益三君
副委員長	男爵小池 正晁君
委員	公爵島津 忠承君 侯爵中御門 經恭君 伯爵山本 清君 子爵立花 種忠君 子爵實吉 純郎君

政府委員	厚生大臣 吉田 茂君	光行 次郎君
文部政務次官 子爵舟橋 清賢君	男爵黒田 長和君	
厚生省體力局長 佐々木芳遠君	男爵山川 建君	
厚生省衛生局長 林 信夫君	藤沼 庄平君	
厚生省豫防局長 高野 六郎君	平沼 亮三君	
厚生書記官 曽我 梶松君	齋藤万壽雄君	
文部省體育官 小笠原道生君	岩田 三史君	